

議 第 47 号

令和 6 年 2 月 19 日提出

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正
する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法
律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市営住宅条例の一部改正)

第1条 熊本市営住宅条例（平成9年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項（）」を「第10条第1項又は第10条
の2（これらの規定を）」に改める。

第9条第2項中「割当」を「割当て」に改める。

第38条第3項中「、第34条第2項」を「、同条第2項」に改める。

第57条第3項中「昭和36年条例第17号。」を削る。

第60条中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

(熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成16年条例第
43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」
を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「第10条」
を「第13条」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律
(令和 5 年法律第 3 0 号) の施行に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を
制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 熊本市営住宅条例（平成9年条例第45号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
（入居者の資格） 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条の特定帰還者及び同法第39条の居住制限者にあつては、第4号から第6号まで）の条件を具備する者でなければならない。 （1） 【略】 （2） 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。 （3）～（6） 【略】 2 次に掲げる者については、前項第2号の規定は、適用しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者については、この限りでない。 （1）～（7） 【略】 （8） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する一時保護、配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項に規定する母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の中立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの ウ 婦人相談所（売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所をいう。）又は配偶者暴力相談支援センター（配偶者暴力防止等法に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。エにおいて同じ。）により暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者 エ 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）若しくは市町村又は行政機関若しくは関係機関と連携して被害者の支援を行っている団体により暴力を理由として避難していることを申し出たことが確認されている者	（入居者の資格） 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条の特定帰還者及び同法第39条の居住制限者にあつては、第4号から第6号まで）の条件を具備する者でなければならない。 （1） 【略】 （2） 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。 （3）～（6） 【略】 2 次に掲げる者については、前項第2号の規定は、適用しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者については、この限りでない。 （1）～（7） 【略】 （8） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する一時保護、配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項に規定する母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の中立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの ウ 婦人相談所（売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所をいう。）又は配偶者暴力相談支援センター（配偶者暴力防止等法に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。エにおいて同じ。）により暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者 エ 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）若しくは市町村又は行政機関若しくは関係機関と連携して被害者の支援を行っている団体により暴力を理由として避難していることを申し出たことが確認されている者	※ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）の施行による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の改正に伴う引用条項の整備 <改正前> 保護命令 定義：第12条第1項 （接近禁止命令） 根拠：第10条第1項第1号 （被害者等への電話等禁止命令） 根拠：第10条第2項 （被害者の子への接近禁止命令） 根拠：第10条第3項 （被害者の親族等への接近禁止命令） 根拠：第10条第4項 （退去命令） 根拠：第10条第1項第2号 ➡ 保護命令 定義：第13条 （接近禁止命令） 根拠：第10条第1項 定義：第10条第2項 （被害者等への電話等禁止命令） 根拠：第10条第3項 （被害者の子への接近禁止命令） 根拠：第10条第3項 （被害者の親族等への接近禁止命令） 根拠：第10条第4項 （退去等命令） 根拠：第10条の2 定義：第11条第1項

(9) 【略】

3 【略】

(入居者の選考基準及び決定)

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから公開抽選により入居者を決定する。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、前項に規定する入居の申込みをした者のうち、住宅に困窮している度合いが高く、速やかに市営住宅に入居することを必要としている特別な事情がある者については、同項の公開抽選において優先的な措置を講じ、又は同項の規定にかかわらず、市長が~~割当~~てをした市営住宅に優先的に選考し、若しくは別途の公開抽選により入居者を決定することができる。

3 市長は、前2項の規定により入居者を決定したときは、その旨を当該入居者と決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。
(建替事業による明渡し請求等)

第38条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 第34条第2項の規定は、第1項の明渡しの請求について準用する。この場合において、~~同条第2項~~中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。
(準用)

第47条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第18条から第29条まで、第38条、第42条及び第59条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（~~第59条第2項~~を除く。）中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第18条中「第12条第5項」とあるのは「第45条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第33条第1項又は第38条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、「第43条第1項」とあるのは「第50条」と、第59条第

(9) 【略】

3 【略】

(入居者の選考基準及び決定)

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから公開抽選により入居者を決定する。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、前項に規定する入居の申込みをした者のうち、住宅に困窮している度合いが高く、速やかに市営住宅に入居することを必要としている特別な事情がある者については、同項の公開抽選において優先的な措置を講じ、又は同項の規定にかかわらず、市長が~~割当~~をした市営住宅に優先的に選考し、若しくは別途の公開抽選により入居者を決定することができる。

3 市長は、前2項の規定により入居者を決定したときは、その旨を当該入居者と決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。
(建替事業による明渡し請求等)

第38条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 第34条第2項の規定は、第1項の明渡しの請求について準用する。この場合において、~~第34条第2項~~中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。
(準用)

第47条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第18条から第29条まで、第38条、第42条及び第59条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（~~第59条第2項~~を除く。）中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第18条中「第12条第5項」とあるのは「第45条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第33条第1項又は第38条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、「第43条第1項」とあるのは「第50条」と、第59条第

※ 字句の整理

※ 字句の整理

※ 第59条第2項を同条第2項としない理由
「第18条から第29条まで、第38条、第42条及び第59条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（~~同条第2項~~を除く。）」となると、同条が第18条から第29条まで、第38条、第42条又は第59条のどれを指すのかが不明確となり、誤読を招くおそれがあるため、このままとした。

2 項中「市営住宅の入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。	2 項中「市営住宅の入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。	
第57条 市営改良住宅及び地区施設の管理については、第3項に定めるもののほか、第4条、第5条、第6条（第1項第3号エを除く。）、第7条から第14条まで、第16条から第29条まで、第31条、第35条から第37条まで、第38条（第3項を除く。）、第39条から第43条まで、前章並びに第58条から第66条までの規定を準用する。ただし、第4条、第5条、第6条（第1項第3号エを除く。）、第7条、第8条第2項及び第3項並びに第9条から第11条までの規定は、改良法第29条第1項ただし書に規定する場合に限る。	第57条 市営改良住宅及び地区施設の管理については、第3項に定めるもののほか、第4条、第5条、第6条（第1項第3号エを除く。）、第7条から第14条まで、第16条から第29条まで、第31条、第35条から第37条まで、第38条（第3項を除く。）、第39条から第43条まで、前章並びに第58条から第66条までの規定を準用する。ただし、第4条、第5条、第6条（第1項第3号エを除く。）、第7条、第8条第2項及び第3項並びに第9条から第11条までの規定は、改良法第29条第1項ただし書に規定する場合に限る。	
2 前項の場合において、同項に掲げる準用規定中「市営住宅」とあるのは「市営改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と、「市営住宅監理員」とあるのは「市営改良住宅監理員」と、第6条第1項第3号ア中「214,000円」とあるのは「139,000円」と、同号オ中「158,000円」とあるのは「114,000円」と読み替えるものとする。	2 前項の場合において、同項に掲げる準用規定中「市営住宅」とあるのは「市営改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と、「市営住宅監理員」とあるのは「市営改良住宅監理員」と、第6条第1項第3号ア中「214,000円」とあるのは「139,000円」と、同号オ中「158,000円」とあるのは「114,000円」と読み替えるものとする。	
3 市営改良住宅の家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置については、 <u>熊本市営住宅管理条例（昭和36年条例第17号）</u> 以下この項において「旧条例」という。）第2条第3号の第2種市営住宅に係る旧条例第11条から第13条まで及び第24条から第26条までの規定による家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置の例による。この場合において、旧条例第11条中「法」とあるのは「公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法（以下「旧法」という。））」と、「令」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正前の公営住宅法施行令（以下「旧令」という。））」と、旧条例第12条第1号中「第5条第1項第2号」とあるのは「旧法第17条第1号」と、旧条例第13条中「次の」とあるのは「旧法第13条第1項」と、旧条例第25条第3項中「第1種市営住宅にあつては198,000円、第2種市営住宅にあつては115,000円」とあるのは「住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第13条の2第1項の規定によってその例によることとされる旧令第6条の2第1項に定める基準」と、旧条例第27条第1項中「収入超過者は」とあるのは「収入超過者に対して」と、「支払わなければならない」とあるのは「徴収することができる」と、同条第2項中「第11条の規定により定め、又は第13条第1項の規定により変更し、若しくは別に定めた家賃に、次表に掲げる率を乗じて得た額」とあるのは「住宅地区改良法施行令第13条の2第1項の規定によってその例によることとされる旧令第6条の2第2項に規定する限度額を限度として市長が定める額」とする。（指定管理者による管理）	3 市営改良住宅の家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置については、熊本市営住宅管理条例（ 昭和36年条例第17号 ）以下この項において「旧条例」という。）第2条第3号の第2種市営住宅に係る旧条例第11条から第13条まで及び第24条から第26条までの規定による家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置の例による。この場合において、旧条例第11条中「法」とあるのは「公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法（以下「旧法」という。））」と、「令」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正前の公営住宅法施行令（以下「旧令」という。））」と、旧条例第12条第1号中「第5条第1項第2号」とあるのは「旧法第17条第1号」と、旧条例第13条中「次の」とあるのは「旧法第13条第1項」と、旧条例第25条第3項中「第1種市営住宅にあつては198,000円、第2種市営住宅にあつては115,000円」とあるのは「住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第13条の2第1項の規定によってその例によることとされる旧令第6条の2第1項に定める基準」と、旧条例第27条第1項中「収入超過者は」とあるのは「収入超過者に対して」と、「支払わなければならない」とあるのは「徴収することができる」と、同条第2項中「第11条の規定により定め、又は第13条第1項の規定により変更し、若しくは別に定めた家賃に、次表に掲げる率を乗じて得た額」とあるのは「住宅地区改良法施行令第13条の2第1項の規定によってその例によることとされる旧令第6条の2第2項に規定する限度額を限度として市長が定める額」とする。（指定管理者による管理）	※ 字句の整理（初出は制定文）
第60条 市営住宅及び共同施設の管理は、 <u>地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）</u> に行わせることができる。	第60条 市営住宅及び共同施設の管理は、地方自治法（ 昭和22年法律第67号 ）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。	※ 字句の整理（初出は第1条）

附 則
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成１６年条例第４３号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
第１条・第２条 【略】 （ストーカー行為等の被害者等に係る個人情報の保護） 第３条 住民等で次の各号のいずれかに該当する行為により被害を受けたと区長が認めたもの（以下「被害者」という。）又は被害者の監護等を行う者で区長が認めるもの（第２号及び第４号に掲げる場合に限る。以下「監護者」という。）は、当該被害者に当該行為を行った者からの、当該被害者及びその者と同一の住所を有する者に係る法第１１条の２等の請求を拒否するよう区長に求めることができる。 (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成１２年法律第８１号）第４条第１項の規定による警告を受けた者が行った当該警告を受ける原因となった行為若しくは同法第５条に規定する禁止命令等を受けた者が行った当該禁止命令等を受ける原因となった行為又はストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成２８年法律第１０２号）第２条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律第６条第１項に規定する仮の命令を受けた者が行った当該仮の命令を受ける原因となった行為 (2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条に規定する保護者がその監護する児童（１８歳に満たない者をいう。）について行う同条各号に掲	第１条・第２条 【略】 （ストーカー行為等の被害者等に係る個人情報の保護） 第３条 住民等で次の各号のいずれかに該当する行為により被害を受けたと区長が認めたもの（以下「被害者」という。）又は被害者の監護等を行う者で区長が認めるもの（第２号及び第４号に掲げる場合に限る。以下「監護者」という。）は、当該被害者に当該行為を行った者からの、当該被害者及びその者と同一の住所を有する者に係る法第１１条の２等の請求を拒否するよう区長に求めることができる。 (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成１２年法律第８１号）第４条第１項の規定による警告を受けた者が行った当該警告を受ける原因となった行為若しくは同法第５条に規定する禁止命令等を受けた者が行った当該禁止命令等を受ける原因となった行為又はストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成２８年法律第１０２号）第２条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律第６条第１項に規定する仮の命令を受けた者が行った当該仮の命令を受ける原因となった行為 (2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条に規定する保護者がその監護する児童（１８歳に満たない者をいう。）について行う同条各号に掲	

げる行為 (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項第3号に規定する一時保護を受けた者の配偶者が行った当該一時保護を受ける原因となった行為又は同法第13条に規定する保護命令を受けた者が行った当該命令が発せられる原因となった行為 (4) 前3号に掲げる行為のほか、生命、身体、財産その他の権利利益を害する行為で区長が認めたもの 2～5 【略】 第4条～第7条 【略】	げる行為 (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項第3号に規定する一時保護を受けた者の配偶者が行った当該一時保護を受ける原因となった行為又は同法第10条に規定する保護命令を受けた者が行った当該命令が発せられる原因となった行為 (4) 前3号に掲げる行為のほか、生命、身体、財産その他の権利利益を害する行為で区長が認めたもの 2～5 【略】 第4条～第7条 【略】	←法律名は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）」のときに変わっており、改正漏れ 【現行法令】配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 （保護命令の申立て） 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。 【改正後法令】配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 （迅速な裁判） 第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
---	--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。【以下、略】

3～6 【略】

(退去等命令)

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2～3 【略】

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。 【以下、略】